

# 「勤労の義務」の研究・づら研版

平成29年6月8日(木)13時更新  
鈴見咲 君高

## はじめに

### 「この文章は何を言いたいのか？」

ひきこもりは働け！という批判に対し



憲法で生きる権利を保障されていると対抗すると



同じ憲法に勤労の義務があると反論されるから



それに対抗するための知識と考え方を提供したい。

### もじちよつと詳つく

ひきこもりに対する言葉の中で、一番多いものが『働け』であることは、あまり異論が出ないと思います。生活費がないんだつたら働いて稼げ。ていうか、税金を使っている生活保護で暮らしを立てようとするな…ということですね。

でも我々には憲法があります。

日本国憲法第二十五条 すべて国民は、健康

で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

ですから堂々と生活保護でも何でも使えばいいのです。ですが、憲法の少し後の所にこும்書いてあります。

同第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。児童は、これを酷使してはならない。

要は働く義務があるのだと。だから生活保護には就労指導が組になっていたりすると。ところがこの話、次のような点をはつきりさせないままに語られています。

- ① 権利と義務は一对一の関係ではない。
- ② 貧困者にだけ勤労の義務を課す不公平。
- ③ 勤労の義務を果たせるだけの仕事がない。
- ④ (貧困者限定の)勤労の義務は無根拠。

私は数年来、このことを少しずつ調べていました。ようやくある程度の形にできたのが、今年の二月、千里中央で開催された若者当事者全国大会でした。ここで小さいながらもパネル一枚両面分の「(元)ひきこもりによる『勤労の義務』の研究」と題した展示をさせていただきました。

A4で三十二枚、Q&A形式の資料はある程度の人数に注目されたようです。今回はその中でも特に前記四点を強調して解説を試みたいと思います。

## 四つの問題点

### 権利と義務は一对一の関係ではない

法に全く規制されない契約があるとしたら、互いに公平な権利や義務を持つことは少ないでしょう。力のある方が有利な契約、つまり少ない義務と多い権利を持つ関係が簡単にできてしまいます。このような関係が行きすぎないように法や規則があるのだと、私は考えています。

強い者が強いまま好きに動いて良いのなら、規則を作るまでもなく実力を行使すればいい。それを抑える意思を示したのが規則です。力を振るうのも平

和を求めるのも、ともに人間の欲望です。そのバランスをとる発明こそが規則なのだと思います。一般の規則を契約書と呼ぶなら、公の規則を特に法律・憲法と呼ぶと言えます。

力の差がそれほど大きくなければ二者間の義務権利に差は少ないはずで。ところが憲法が対象とする「国」対「国民一人」の間は、規則がなければ、国が無限の権利とほぼゼロの義務を持つ関係になってしまう。バランスをとるためには、国の権利をほぼゼロにし、国の義務をうんとふやさなくてはなりません。

現に日本国憲法における全国民の義務は五つだけ。残りの義務は、国（という権力の一員として働く公務員）が従わなくてはならないものです。そして全国民の義務五つに対して、およそ三十の権利が記されています。

権利と義務は元から一対一の関係なのではなく、平穩への希望を記した規則によって、目指すべき理想なのです。ですから、勤労の義務を満たすまでもなく、権利が主張できる世の中を作らなくてはならない——誰が？。

日本国憲法第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

こう書いてありますが、私は、自由と権利の保持義務を全国民に課した第十二条には大きな欠陥があると考えています。少なくとも、弱い立場の側が義務を果たせと読める文章はよくない。力関係の修正を前提としていないからです。

### ある 貧困者にだけ勤労の義務を課す不公平がある

お金持ちが働いていないことを罰する法律はありません。いや、調べていないのですがおそらくないでしょう。一日何時間働いて、一日何円稼げばよいのかを定義できないからです。

定義するには、世にある仕事の総量を国民の数で割る必要があります。この時点でもう無理ですが、仕事の難易度と一人一人の能力との調整も必要です。そんな計算はまず不可能でしょう。

もちろん貧乏人も働いていないことを罰する法律はないはず……と思っていたらそうでもありませんでした。軽犯罪法第一条の四が先日テレビで取り上げられたそう。

軽犯罪法第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

四 生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たない者で諸方をうろついたもの（前後

各項省略）

いやー驚きました。貧しくて家がない人が外をうろろしたら、それだけで収監されたり罰金取られたりするそうです。

勤労の義務に対抗する「働かない権利」という考え方が障害福祉の分野から出ています。これに反対する意見の中に、働く能力が有る人と無い人を分別することはできないというものがあります。

この反対意見に基づけば、軽犯罪法第一条の四は犯罪要件を特定できず、死法になるはずで。第一住居がなければまともな職業に就けない現実があります。

貧しい人の中でも特に厳しい人に、勤労の義務がより強いのしかかる。ひきこもりには家があるでしょうからこれで逮捕されたりはしないでしょうが、立場の弱い人がより弱くなる、こんな不公平な義務は、最初の方に書かせて頂いた規則の存在価値に照らして「あつてはならない」ものだと思います。

### 勤労の義務を果たせるだけの仕事がない

仕事の全数の話は前節のとおりなんです。もう一点注目すべきところがあります。コンピュータの発達により、今後はより仕事の総量が少なくなっていく点です。

これまでも、技術の進歩のたびに仕事がなくなる、という話は繰り返されてきたようです。幸か不幸か、

次々に新しい仕事が生まれて、大半の人に職がないような状態はほとんどなかったようです。ところが現に職を持ってない人はまだ少数派ながらきちんといましますし、今後どうなるかはわかりません。

コンピューターの発達で単純労働はどんどんなくなる、とは以前から言われてきました。ところが最近、先になくなるのは知的生産のほうではないかという指摘がありました。単純労働はもとの単価が低いのでなかなか置き換わらない一方、専門職は元の給与が高い分、コンピューターが高くて置き換えやすいというのです。

チェスや将棋で人間が勝てなくなりました。それだけでなく、弁護活動や教育活動、経済記事の作成、果ては芸術活動まで大量学習を元にした人工知能が活躍し始めているようです。

勤労の義務の大前提となる「仕事があること」。現在は求人と求職のミスマッチで済んでいます（言い換えると現時点でも前提のいくらかはすでに崩れている）、本格的に仕事の総数が足りなくなるまで、あと20年もないかもしれません。

## (貧困者限定の)勤労の義務は無根拠

勤労の義務は、国民の義務と言うよりは、国家が十分な労働環境を用意せよという間接的指示だという学説が以前からあって、相応に支持されているようです。

加えて、憲法を作った人たちは、はじめから、勤

労の義務が法律にはそぐわないことを自覚していました。

一般論として、憲法には道義的義務規定という考え方があります。強制力は持たせられないけれど、一応みんな頑張りましょう、みたいなものです。

勤労の義務に強制力があると、権力が徴兵をはじめとする勝手な義務を作って、保障されるべき自由と権利が実質皆無になってしまふ。だから勤労の義務は道徳的なものだ。この意見は当時の国会の憲法改正小委員会における一致した意見でした。

当初なかった勤労の義務を、憲法に追加するよう提案したのは日本社会党と協同民主党でした。会議録では両者がそれぞれ別の意図を表明しています。

### 義務への制限が甘かった日本社会党の発想

日本社会党は、ドイツのワイマル憲法で書かれた「健全なる国民は公共の福祉のために労働力を捧げる」、「労働を欲する者には国が必ず職を与える」という内容を元にして勤労の義務を提案した、としています。

ところが、実際のワイマル憲法は少し様子が違っており、

ワイマル憲法第一六三条 すべてのドイツ人は、その個人的自由が害されない限り、共同

体の福祉活動が要求するのと同じ方法で、精神的・肉体的な能力を行使する道義的義務を負う。

(Google翻訳を元に筆者修正、二項略)

ということ、義務を果たす方法に大きな制限がつけられています。またワイマル憲法は、憲法の現代化を最初に果たしたものととして広く知られていますが、同時に民主主義に完全の信頼を置ききれなかった側面もあり、実はこの一六三条はストライキなどの労働者集団の権利に対する当てつけであったという説もあります。

### 国民を上から目線で扱いたかった

#### 協同民主党

一方協同党の提案意図は、大日本帝国憲法（明治憲法）にあった兵役の義務の効果を残したいというものでした。特に農村の青年は、兵役に行つて帰ってくることで何となく人間がしっかりしてくるため農村からは歓迎されていた面もあると会議録に残されています。これは二つの面から批判できます。一つは権力者が国民を思うように制御しようとしていること。もう一つは、兵役や労働の義務の結果しっかりしてくるのは、仮にその効果を認めたとしても、欠かせない要件であることは示されていない（十分条件を認めたとしても必要条件としては証明されていない）ということです。

### 社会主義・聖書起源説

ところで、日本社会党の人が会議で発言したのは前記の内容だったのですが、実は一九三六年のスターリン憲法を参考にしたのではないか、という説もあります。こちらの場合、勤労の義務の根拠は(ソ連型)社会主義によるものであり、スターリン自身の発言によれば同憲法の労働の義務は新約聖書に基づいていたそうです(『働かざる者食うべからず』)。

社会主義は、現実がどうだったかはともかく、全員が働くことが前提になっています。新約聖書のそれは、事実だったとしても西暦50年頃の話なので正確な状況がつかめません。ですが、書いてある文そのままだとすれば、お布施を原資にして布教するなという意味にだけとれます。

## 二宮金次郎に由来する勤労の伝統？

最後に、日本の伝統に一番近いところからの説を最後に紹介いたします。

勤労という考え方を世に出したのは、二宮金次郎(二宮尊徳)でした。「勤労」は報徳思想と呼ばれる考え方の一要素で、自然を自然のままにしておく和田畑が荒地に帰るから、人の手によって生産を維持し続けなければならぬというものでした。自然の力に対抗して農に勤しみ続けよ、というのが本来の意味だったらしいのです。

金次郎は江戸末期の人で、農業における新しい金

融のあり方を実践した人でした。武士にも儉約・節制を求めましたが、支配階級が年貢を取るとい構造には口出ししなかったようです。

これを気に入った権力者・有力者が、報徳思想全体を勤労と呼び、日本中に広げた末に戦争に至ったというのが実態のように思えます。

で、戦争はともかくとして、明治期に広がった勤労の美徳を失ってはならない、と考えた新旧大臣が、勤労の義務の追加を訴えたという話があります。

ただしこの説は、昭和四十四年(一九六九年)に書かれた本にあつたものです。一方、帝国議会小委員会の議事録が公開されたのは平成七年(一九九五

## 弱者のみに課す勤労の義務に根拠はない

日本社会党が参照したワイマール憲法は、個人的自由の保障と共同体の福祉活動を前提として勤労の義務を定めていた。一説には労働団結権の否定のためのものでした。

協同民主党は国民の成長を目的としていたが、方は根拠のないものでした。

二宮金次郎は自然に任せたままでは農業が成り立たないという文脈で勤労を語っていた。

社会主義勢力の一部はスターリン憲法が定めた労働の義務を信奉していた。

そのスターリンは新約聖書の『働かざる者食うべ

からず』を伝統として憲法に入れたと言った。その新約聖書に言う『働かざる者食うべからず』とはお布施を原資にして布教するなという意味だった。

弱者も働け、というのはいくつかありますが、弱者だけが働け、という納得のいく話は一つもありません。

## 理想は元々未達成なもの

以上の話に納得したとして、実際の生活ではどうしたらよいでしょう。就労指導や就職活動を拒否すると、生活保護や雇用保険をもらえなくなってしまう。そこで指導や活動を受け入れると、今までの話を主張できなくなってしまうのでしょうか？

そうではありません。理想は達成されていないから理想と言うのです。理想を示した法律や憲法は、制定前には達成されていなかったことが前提です。慣習を文字化したものもたくさんありますが、それは良い慣習を維持し続ける(という理想)が難しいことを示しています。

まず、今の制度内で生き抜かなければ未来はない。その意味で現状に甘んじることは未来の理想を捨てることではありません。もちろん踏み越えてはいけない一線はあるでしょう。ですがその一線とは、自分や他者の人生に、例えばではない致命傷を与えるとか、そういうレベルのものです。

今、生活保護の受給のために就労指導・就職活動を受け入れることは、無条件に勤労の義務を受け入

れることとは一致しません。当面の生活を確保するために働く、または指導を受ける、または指導を受ける姿勢は見せる、その上で、本当は勤労の義務など筋が通らないのだと主張すれば良いのです。

主張する相手と方法は、間違えると徒労に終わります。法に背く役人には議員や弁護士を入れて対抗できますが、法を一応守っている役人には、以上の主張を直接行っても成果はないでしょう。そこからは主張の相手が仲間とか社会とかになる。

まずは、ここにいる皆さんと「少なくとも弱者専用の勤労の義務などない」というところから共有できたらいいなと思っています。

## 公平な勤労の義務？

弱者専用の勤労の義務はない。では国民に対してはどうか？一つには前述の通り、義務の具体的な内容を定められないということがあります。もう一つは道義的義務に留めておくこと。さらにもう一つ、別の可能性があるかと私は考えています。

ワイマール憲法が直接に、また日本国憲法が他の条文で間接的に指定しているところの「個人的自由・権利が犯されない限り」で勤労の義務を定めるとしたら、それは結果として裕福な人ほど多くの勤労の義務が課されることになるのではないのでしょうか。

公平な勤労の義務とは、裕福な人ほど重く課される。というのは、資産を含めた使える能力がより多い個人が自由が失われにくいという当たり前の話

があるからです。

当の金持ちに言わせれば、金持ちには金持ちなりの苦しさがあるとの反論も出るでしょう。だから、安心して金持ちから降りられるような社会にすればいい。

勤労の義務は裕福な人へのみ課されるというより、能力差を考えるとそうするしかない。だから裕福ではない人を勤労の義務から解放し、代わりに（裕福ゆえに）働いている人が本場に打つ手無く困っている状況になったら助ける義務と、裕福であることから降りる権利、裕福でなくてもそこそこ暮らせる権利を設定する。

このころはそういうことを夢想しています。

## よすじ

断定調の言葉も多く使いましたが、これは現時点での私の考えです。よりおもしろい、より今と未来が楽しくなる考え方があれば、ぜひお聞かせ願えればと思います。

## 参考文献

若者当事者全国集会（平成29年2月25日・26日）  
<https://www.wakamono.info/>

（元）ひきこもりによる「勤労の義務」の研究展示



「Togetherまとめ 意外と知らない違法行為「住む場所の無い元気なニート」は軽犯罪法違反だった!？」  
#ワイドナショー  
<https://togetter.com/li/112516>

ある種のニートは軽犯罪法違反、の話。ワイドナショーのサイトはあるけど過去の番組のページはない模様。

働かない権利（ウィキペディア）

<https://ja.wikipedia.org/wiki/働かない権利>  
主に障害者分野で出てきた考え方という紹介あり。



人工知能の「弁護士アシスタント」生まれる コスト削減される分野は…

[http://www.huffingtonpost.jp/2016/05/15/ai-lawyer\\_n\\_9977402.html](http://www.huffingtonpost.jp/2016/05/15/ai-lawyer_n_9977402.html)



破産に関する弁護士活動をAIが補助。事例を重ねるほどに賢くなると言う。

大学の教育助手にロボット、学生は気づかず

<http://jp.wsj.com/articles/SB10513819889225894892604582099681159717136>



米国のコンピューターを介した講座で補助教員の一人がAIだったけどほとんど気づかれなかったという話。

JukeDeck

自動作曲をやってくれて、しかも著作権関係がゆるいと評判になったらしい。

【画像】例の人工知能にさらに人間離れ

した絵を描いてもらってみた

<https://ima.goo.ne.jp/column/article/4084.html>



AIに絵を描かせる紹介サイトの中では一番面白いかも。

日経のAI記者が始動、1日30本の決算サマリーを量産

<http://jp.techcrunch.com/2017/01/26/nikkei-ai-writes-corporate-earning-calls/>



他にもこのことを報じた記事多数。

AP通信、マイナーリーグ野球の記事を

「ロボット」記者が報道

<http://jp.techcrunch.com/2016/07/04/20160703ap-sports-is-using-robot-reporter-s-to-cover-minor-league-baseball/>



スポーツ新聞の記事もロボット化へ。

衆議院憲法審査会 関係会議録 小委員

昭和21年7月30日 (第5回)

<http://www.shugiin.go.jp/internet/itd>



[b\\_kenpou.nsf/html/kenpou/s210730-s05.htm](http://b_kenpou.nsf/html/kenpou/s210730-s05.htm)

勤労の義務を憲法に加えるための審議がページの真ん中あたりから。

基本的人権3 歴史II (東京大学社会科学研究所編) ISBN 4-13-031051-8

ワイマール憲法の勤労の義務は集団争議権に対抗する当てつけであった説。201頁。

勤労の義務 (ウィキペディア)

<https://ja.wikipedia.org/wiki/勤労の義務>



起源学説などの紹介あり。

働かざる者食うべからず (ウィキペディア)

<https://ja.wikipedia.org/wiki/働かざる者食うべからず>



スターリンだけでなくレーニンも言っていたらしい。新約聖書の当該部分 (テサロニケ人への手紙II) などの紹介も。

報徳思想 (ウィキペディア)

<https://ja.wikipedia.org/wiki/報徳思想>

私の理解が間違ってるかもしれないので一応。二宮金次郎の考え方を説明したものを。



「あるべき国民」の再定義としての勤労の義務…

日本国憲法上の義務に関する歴史的試論 (高瀬弘文、2011年11月)

<http://hdl.handle.net/10928/196>

私の憲法上の義務理解に大きく役立つ論文。今回の資料に入っていない話もまだ色々あるので超おすすめ。



【中高生のための国民の憲法講座】

第27講 「国民の三大義務」の不思議

先生

八木秀次

<http://www.sankei.com/life/news/140104/lif1401040018-n1.html>

勤労の義務があることと、国防の義務がないことが日本国憲法の大きな特徴とした記事。

